令和5年度　三職種合同研修会

令和6年1月24日

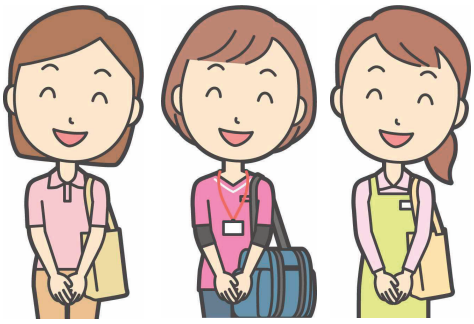

知っていますか？

医行為ではない行為

～知らないと、それ問題ですよ～

横浜市介護支援専門員協議会
横浜市在宅看護協議会
横浜市訪問介護連絡協議会

そもそも「老計第 10 号」 って

どんなもの？？？

© 2024Jinko Arai

老計第　10　　号
平成12年3月17日

各部道府県介護保険主管部（局）長　殿

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について

訪問介護の介護報酬については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居　宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日付厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、その具体的な取扱いをお示ししているところであるが、今般、別紙の通り、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れを例示したので、訪問介護計画及び居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する際の参考として活用されたい。

また、今回示した個々のサービス行為の一連の流れは、あくまで例示であり、実際に利用者にサービスを提供する際には、当然、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取扱いが求められることを念のため申し添える。

1－5　服薬介助

○水の準備→配剤された薬をテーブルの上に出し、確認（飲み忘れないようにする）

→本人が薬を飲むのを手伝う→後かたづけ、確認

© 2024 Jinko Arai

医行為かどうか？ヘルパーができる行為は？

① 体温測定
② 血圧測定
③ パルスオキシメーターの装着
④ 切り傷の処置
⑤ 褥瘡の処置
⑥ 湿布を貼る
⑦ 服薬介助
⑧ 座薬の挿入
⑨ 爪切り
⑩ 歯磨き
⑪ 耳垢の除去
⑫ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること
⑬ 自己導尿のカテーテル準備
⑭ グリセリン浣腸

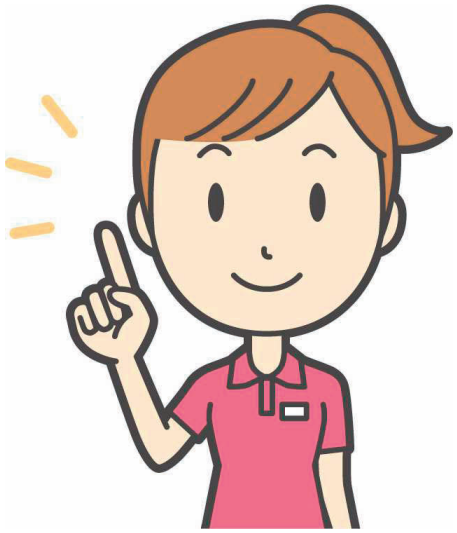

医行為ではない行為

医師法第１７条、歯科医師法第１７条及び保健師助産師看護師法第３１条の 解釈について(平成17年7月26日通知)

© 2024 Jinko Arai

医療行為(医行為)とは？

- 医師や看護師などの免許を有するものが「業」として行う行為（「医行為」ともいう）のことです。
- 医師法第 17 条により、医師でなければ、医業をしてはならないことが定められています。
- 医師法第１７条に規定する「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ただし、痰がつまって苦しそうにしている人、
褥瘡が便まみれになっている人は？

1. 体温測定

- 水銀体温計・電子体温計による脇下、耳式電子体温計による外耳道での体温測定

※　測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきもの

日頃の平熱は？
医療職に連絡する基準は？

© 2024 Jinko Arai

2. 血圧測定

聴診器を使う
アネロイド式血圧計

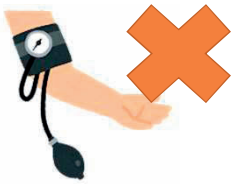

- 自動血圧測定器による血圧測定

※　測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきもの

日頃の数値は？
医療職に連絡する基準は？

3. パルスオキシメータの装着

- 新生児以外の者
- 入院治療の必要がないもの
- 動脈血酸素飽和度の測定するために
- パルオキシメーターを装着すること

※　測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきもの

日頃の数値は？
医療職に連絡する基準は？

© 2024 Jinko Arai

4. 軽微な切り傷・擦り傷・やけど等の処置

➤ 専門的な判断や技術を必要としない処置
（汚物で汚れたガーゼの交換を含む）

5. 医薬品の使用の介助

➤ 皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く）
➤ 皮膚への湿布の貼付
➤ 点眼薬の点眼
➤ 一包化された内用薬の内服（舌下錠を含む）
➤ 肛門からの坐薬挿入
➤ 鼻腔粘膜への薬剤噴霧

※ ただし、以下の条件を満たしていること

© 2024 Jinko Arai

（1） 医師、歯科医師または看護職員が以下の 3 条件を満たしていることを確認し、これらの免許を 有しない者による医薬品使用の介助ができることを本人又は家族に伝えていること

①患者が入院・入所して治療する必要がなく 容態が安定 していること

②副作用の危険性・投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の 経過観察 が必要である場合ではないこと

③内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて 専門的な配慮 が必要な場合ではないこと

（2）事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づいていること

（3）医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品であること

（4）医師または歯科医師の処方および薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導を遵守すること

6. 爪切り・やすりがけ

- 爪切りで切ること
- 爪ヤスリでやすりがけすること

ただし、

- 爪そのものに異常がないこと
- 爪周囲の皮膚にも化膿・炎症がないこと
- 糖尿病等の疾患で専門的な管理が必要でな いこと

© 2024 Jinko Arai

7. 日常的な口腔内の刷掃・清拭

➢ 歯ブラシ・綿棒・巻き綿子などを 用いて、
歯・口腔粘膜・舌に付着している汚れを取り除き清潔にすること

ただし、
・重度の歯周病等がないこと

8. 耳垢の除去

➢ 耳垢塞栓の除去を除く

耳垢が外耳道を栓をするようにふさいでしまうこと。
耳垢栓塞になっている場合、綿棒で耳掃除をすると、
かえって症状が悪化する恐れがあるため、専門医に
除去してもらいましょう。

© 2024 Jinko Arai

9. ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること

➢ 肌に接着したパウチの取り替えを除く

パウチの取り替えは、
感染の恐れがある。

10. 自己導尿の補助のための カテーテル準備、体位の保持など

© 2024 Jinko Arai

11. 市販のディスポーザルグリセリン浣腸器による浣腸

➤ 使用する浣腸器は、下記の条件を満たしていること

（1）挿入部の長さが、5～6cm程度以内
（2）グリセリン濃度が、50%以下
（3）成人用では、40ｇ程度以下の容量
　　6歳～12歳未満の小児では、20ｇ程度以下の容量
　　1歳～6歳未満の幼児用では、10ｇ程度以下の容量

ここまでの注意事項

- 病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医療行為であるとされる場合もあり得る
- 介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職 員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる
- 病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある
- 業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない
- また、介護サービス等の事業者は、実務遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる
- 事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである
- 切り傷、擦り傷、やけどに等に対する応急手当てを行うことを否定するものではない
- 看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連帯を図るべきである

© 2024 Jinko Arai